

平成25年10月1日から

富谷町子ども医療費助成制度が拡大されます

【改正点】

1) 通院の対象年齢が中学3年生までに拡大されます

※拡大対象分の小学4年生以上について、保護者の所得制限があります。

2) 利用者の一部負担制度が設けられます

通院…3歳以上について、初診時に500円をご負担いただきます。

(再診時の一部負担金はありません)

入院…小学1年生以上について、1日500円をご負担いただきます。

(同一入院につき5,000円を限度とします。)

区分	項目	現行	改正後
通院	対象年齢	0歳～小学3年生 (9歳の年度末)	0歳～中学3年生 (15歳の年度末)
	一部負担金	なし	0歳～3歳未満 → 一部負担金なし 3歳以上～中学3年生 (15歳の年度末) → 初診料算定時500円
	所得制限	なし	小学4年生～中学3年生 (15歳の年度末)
入院	対象年齢	0歳～中学3年生 (15歳の年度末)	変更なし
	一部負担金	なし	小学1年生～中学3年生 (15歳の年度末) → 1日につき500円(同一入院につき5,000円を限度とします。)
	所得制限	なし	なし

◇ 所得制限限度額表 (保護者の所得)

扶養親族の数	0人	1人	2人	3人	4人
所得限度額	532万円	570万円	608万円	646万円	684万円

○問い合わせ先 富谷町福祉部子育て支援課 Tel.022-358-0516

富 谷 町